

京 都 大 学 通 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 3 5 条 本学大学院の研究科等及び専攻並びにその学生定員は、別表第 2 に掲げるとおりとする。</p> <p>第 3 5 条の 2 (略)</p> <p>第 3 6 条 研究科 (総合生存学館、地球環境学舎及び経営管理教育部を含む。以下同じ。) に博士課程を置く。</p> <p>2 博士課程の標準修業年限は、5 年とする。ただし、医学研究科医学専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、4 年とする。</p> <p>3 博士課程 (前項ただし書の博士課程を除く。) は、前期 2 年の課程及び後期 3 年の課程に区分し、前期 2 年の課程は、これを修士課程として取り扱う。</p> <p>4 文学研究科京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻の博士課程は、国際連携専攻 (大学院設置基準 (昭和 4 9 年文部省令第 2 8 号) 第 3 5 条第 1 項の規定による外国の大学院と連携して教育研究を実施するための専攻をいう。以下同じ。) とし、前期 2 年の課程とする。</p> <p>5 医学研究科社会健康医学系専攻、地球環境学舎地球環境学専攻及び経営管理教育部経営科学専攻の博士課程は、後期 3 年の課程とする。</p> <p>6 第 3 項の規定にかかわらず、アジア・アフリカ地域研究研究科及び総合生存学館の博士課程は、課程の区分を設けない。</p> <p>7 第 3 項の前期 2 年及び後期 3 年の課程並びに前項の課程は、それぞれ「修士課程」及び「博士後期課程」並びに「一貫制博士課程」という。</p> <p>8 学生で、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、当該研究科の定めるところにより、その計画的な履修 (第 4 9 条第 5 項、第 5 0 条第 6 項及び第 5 3 条の 1 2 第 3 項において「長期履修」という。) を許可することがある。</p> <p>第 3 6 条の 2 入学は、学年の初め 1 回とする。ただし、特別の必要があると認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学期の初めにも入学させることができる。</p>	<p>第 3 5 条 本学大学院の研究科等及び専攻並びにその学生定員は、別表第 2 に掲げるとおりとする。</p> <p>第 3 5 条の 2</p> <p>第 3 6 条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4 文学研究科京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻及び医学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻の博士課程は、国際連携専攻 (大学院設置基準 (昭和 4 9 年文部省令第 2 8 号) 第 3 5 条第 1 項の規定による外国の大学院と連携して教育研究を実施するための専攻をいう。以下同じ。) とし、<u>それぞれ前期 2 年及び 4 年</u>の課程とする。</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8 学生で、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、当該研究科の定めるところにより、その計画的な履修 (第 4 9 条第 5 項、第 5 0 条第 7 項及び第 5 3 条の 1 2 第 3 項において「長期履修」という。) を許可することがある。</p> <p>第 3 6 条の 2 (同 左)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、前条第 4 項に定める医</p>

改正前	改正後
<p>2 入学の手続は、当該研究科の定めるところによる。</p> <p>(中 略)</p> <p>第49条 修士課程の修了の要件は、同課程に2年以上在学して、研究指導を受け、専攻科目につき30単位以上を修得し、かつ、当該研究科の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、同課程に1年以上の在学をもつて足りるものとしてすることができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、国際連携専攻の修士課程の修了の要件は、本学大学院において当該国際連携専攻の教育課程に係る科目の履修により15単位以上を修得し、かつ、当該連携外国大学院において国際連携教育課程に係るものとして開設する授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。</p> <p>3 前項の規定により本学大学院において修得する単位数には、第43条第4項の規定により当該国際連携教育課程に係る科目の履修により修得したものとみなす連携外国大学院が開設する国際連携教育課程に係る科目について修得した単位を含まないものとする。</p> <p>4 第2項の規定により本学大学院又は連携外国大学院において修得する単位数には、第45条第5項の規定により本学大学院における科目の履修により修得したものとみなす他の大学の大学院又は外国の大学の大学院における科目の履修により修得した単位及び第46条の2第1項の規定により本学大学院に入学した後の本学大学院における科目の履修により修得したものとみなす本学大学院に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位を含まないものとする。ただし、連携外国大学院に入学した学生が国際連携教育課程を履修するために本学大学院に入学する場合において、本学大学院に入学する前に当該連携外国大学院が開設する国際連携教育課程に係る科目について修得した単位のうち、</p>	<p><u>学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻の入学時期は、当該研究科の定めるところによる。</u></p> <p>3 入学の手続は、当該研究科の定めるところによる。</p> <p>第49条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>(同 左)</p>

改正前	改正後
<p>第46条の2第1項の規定により本学大学院に入学した後の本学大学院における科目の履修により修得したものとみなす単位は、連携外国大学院において修得する単位数に含むことができる。</p> <p>5 在学年限は、4年を超えることができない。長期履修の場合の在学年限についても同様とする。</p> <p>第50条 博士後期課程の修了の要件は、同課程に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学して、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。</p> <p>2 一貫制博士課程の修了の要件は、同課程に5年以上在学して専攻科目につき30単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、当該研究科において必要と認めるときは、専攻科目につき当該研究科の定める単位の修得を博士後期課程又は一貫制博士課程の修了の要件に加えることができる。</p> <p>4 医学研究科及び薬学研究科の博士課程の修了の要件は、同課程に4年以上在学して専攻科目につき30単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、それぞれ博士後期課程にあつては1年（修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者で、大学院における在学期間が2年未満のものにあつては、その在学期間を含めて3年）以上の、一貫制博士課程にあつては3年（第39条第1号に該当して入学した者で、修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者にあつては、大学院における2年以内の在学期間を含めて3年）以上の、医学研究科及び薬学研究科の博士課程にあ</p>	<p>5</p> <p>第50条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5 <u>前項に定めるもののほか、国際連携専攻の博士課程の修了の要件は、第49条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、第49条第2項の規定中「修士課程」とあるのは「博士課程」と読み替える。</u></p> <p>6 第1項、第2項及び第4項の在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、それぞれ博士後期課程にあつては1年（修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者で、大学院における在学期間が2年未満のものにあつては、その在学期間を含めて3年）以上の、一貫制博士課程にあつては3年（第39条第1号に該当して入学した者で、修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者にあつては、大学院における2年以内の在学期間を含めて3年）以上の、医学研究科及び薬学研究科の博士課程にあ</p>

(同 左)

改 正 前	改 正 後
<p>つては3年以上の在学をもつて足りるものとする ことができる。</p> <p>6 在学年限は、博士後期課程においては6年を、一貫制博士課程においては10年を、医学研究科及び薬学研究科の博士課程においては8年を超えることができない。長期履修の場合の在学年限についても同様とする。</p> <p>(後 略)</p> <p>別表第1 } 別表第2 } (略)</p>	<p>つては3年以上の在学をもつて足りるものとする ことができる。</p> <p>7 在学年限は、<u>博士後期課程及び医学研究科の博士課程（京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻に限る。）</u>においては6年を、一貫制博士課程においては10年を、<u>医学研究科の博士課程（京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻を除く。）</u>及び薬学研究科の博士課程においては8年を超えることができない。長期履修の場合の在学年限についても同様とする。</p> <p>附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1 } 別表第2 } (別 添)</p>

別表第1 学部（第3条の2関係）

学部名	学科名	入学定員	収容定員
総合人間学部	総合人間学科	1 2 0	4 8 0
文学部	人文学科	2 2 0	8 8 0
教育学部	教育科学科	6 0 (10)	2 6 0
法学部		3 3 0 (10)	1, 3 4 0
経済学部	経済経営学科	2 4 0 (20)	1, 0 0 0
理学部	理学科	3 1 1	1, 2 4 4
医学部	医学科	1 0 7	6 4 2
	人間健康科学科	1 0 0 <u>[17]</u> (17)	5 3 7
	計	2 0 7 <u>[17]</u> (17)	1, 1 7 9
			1, 2 0 5
薬学部	薬科学科	6 5	2 1 5
		5 0	2 0 0
	薬学科	1 5	1 6 5
	計	3 0	1 8 0
		8 0	3 8 0
工学部	地球工学科	1 8 5	7 4 0
	建築学科	8 0	3 2 0
	物理工学科	2 3 5	9 4 0
	電気電子工学科	1 3 0	5 2 0
	情報学科	9 0	3 6 0
	工業化学科	2 3 5	9 4 0
	計	9 5 5	3, 8 2 0
農学部	資源生物科学科	9 4	3 7 6
	応用生命科学科	4 7	1 8 8
	地域環境工学科	3 7	1 4 8
	食料・環境経済学科	3 2	1 2 8
	森林科学科	5 7	2 2 8
	食品生物科学科	3 3	1 3 2
	計	3 0 0	1, 2 0 0
総計		2, 8 2 3 <u>[17]</u> (57)	1 1, 7 8 3
			1 1, 8 0 9

(備考) 入学定員の [] を付したものは2年次編入学定員で外数、() を付したものは3年次編入学定員で外数

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		博士課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
薬学研究科	薬科学専攻	5 0	1 0 0	2 2	6 6	—	—	2 7 5
	薬学専攻	—	—	—	—	1 5	6 0	
	医薬創成情報科学専攻	1 4	2 8	7	2 1	—	—	
	計	6 4	1 2 8	2 9	8 7	1 5	6 0	
工学研究科	社会基盤工学専攻	5 8	1 1 6	1 7	4 6	—	—	1, 9 6 7
			1 2 4		4 1			
	都市社会工学専攻	5 7	1 1 4	1 7	4 6	—	—	
			1 2 1		4 1			
	都市環境工学専攻	3 6	7 2	1 0	3 0	—	—	
	建築学専攻	7 5	1 5 0	2 2	6 8	—	—	
			1 4 7		7 0			
	機械理工学専攻	5 9	1 1 8	1 6	5 0	—	—	
			1 1 5		5 2			
	マイクロエンジニアリング専攻	3 0	6 0	7	2 2	—	—	
			5 8		2 3			
	航空宇宙工学専攻	2 4	4 8	7	2 2	—	—	
			4 7		2 3			
	原子核工学専攻	2 3	4 6	9	2 7	—	—	
	材料工学専攻	3 8	7 6	1 0	3 0	—	—	
	電気工学専攻	3 8	7 6	1 0	3 0	—	—	
	電子工学専攻	3 5	7 0	1 0	3 0	—	—	
	材料化学専攻	2 9	5 8	9	2 7	—	—	
	物質エネルギー化学専攻	3 9	7 8	1 1	3 3	—	—	
			7 7					
分子工学専攻	3 5	7 0	1 0	3 2	—	—		
		6 9		3 4				
高分子化学専攻	4 6	9 2	1 5	4 5	—	—		
合成・生物化学専攻	3 2	6 4	1 0	3 0	—	—		
		6 3						
化学工学専攻	3 4	6 8	7	2 3	—	—		
		6 5		2 5				
計	6 8 8	1, 3 7 6	1 9 7	5 9 1	—	—		

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		博士課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
農学研究科	農学専攻	33	66	8	24	—	—	876
	森林科学専攻	48	96	17	51	—	—	
	応用生命科学専攻	63	126	17	51	—	—	
	応用生物学専攻	52	104	17	51	—	—	
	地域環境科学専攻	50	100	15	45	—	—	
	生物資源経済学専攻	24	48	8	24	—	—	
	食品生物学専攻	33	66	8	24	—	—	
	計	303	606	90	270	—	—	
人間・環境学 学研究科	共生人間学専攻	69	138	28	84	—	—	532
	共生文明学専攻	57	114	25	75	—	—	
	相関環境学専攻	38	76	15	45	—	—	
	計	164	328	68	204	—	—	
エネルギー 科学研究科	エネルギー社会・環境科学専攻	29	58	12	36	—	—	365
	エネルギー基礎科学専攻	42	84	12	36	—	—	
	エネルギー変換科学専攻	25	50	4	12	—	—	
	エネルギー応用科学専攻	34	68	7	21	—	—	
	計	130	260	35	105	—	—	
アジア・ア フリカ地域 研究研究科	東南アジア地域研究専攻	—	—	—	—	10	50	150
	アフリカ地域研究専攻	—	—	—	—	12	60	
	グローバル地域研究専攻	—	—	—	—	8	40	
	計	—	—	—	—	30	150	
情報学研究 科	知能情報学専攻	37	74	15	45	—	—	558
	社会情報学専攻	36	72	14	42	—	—	
	先端数理科学専攻	20	40	6	18	—	—	
	数理工学専攻	22	44	6	18	—	—	
	システム科学専攻	32	64	8	24	—	—	
	通信情報システム専攻	42	84	11	33	—	—	
	計	189	378	60	180	—	—	
生命科学研 究科	統合生命科学専攻	40	80	19	57	—	—	249
	高次生命科学専攻	35	70	14	42	—	—	
	計	75	150	33	99	—	—	

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		博士課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
総合生存学館	総合生存学専攻	—	—	—	—	20	100	100
地球環境学舎	地球環境学専攻	—	—	13	39	—	—	148
	環境マネジメント専攻	44	88	7	21	—	—	
	計	44	88	20	60	—	—	
経営管理教育部	経営科学専攻	—	—	7	21	—	—	21
					14			14
総計		2,261	4,522	895	2,685	235	990	8,197
					2,684		961	8,167

2 専門職大学院・法科大学院（第53条の2第5項関係）

研究科名	専攻名	専門職学位課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	
法学研究科	法曹養成専攻	160	480	480
医学研究科	社会健康医学系専攻	34	68	68
公共政策教育部	公共政策専攻	40	80	80
経営管理教育部	経営管理専攻	80	160	160
総計		314	788	788